

# 児童養護施設入所児童の家族的背景と家族への支援（1）

Family Background of Children Admitted to Residential Care Facilities  
for Children and the Support for Their Families

原 史 子

Ayako HARA

## はじめに

2004年度から全国の児童養護施設に家庭支援専門員（以下、「ファミリーソーシャルワーカー」とする）が配置されることとなった。かねてより全国養護施設協議会等から、児童養護施設に入所している児童とその家族の関係を調整する職員の配置が要求されていたが、直接的なきっかけは、社会保障審議会児童部会により「児童福祉施設には、子どもを取り巻く家庭や地域との調整など、自らがケースワークをすすめるために家庭支援専門員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置すべきである」との積極的な提言がなされたことによる（2003年10月「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書）。その背景には、「児童養護施設に新規に入所する子どものほぼ半数が虐待を受けた経験を有する」という状況があり、今日の児童養護問題の実状が考慮された結果であるといえる。

しかしながら、現状ではファミリーソーシャルワーカーの実際の職務について十分な議論がなされているとは言い難い。一般にソーシャルワーカーと言った場合、専門的な知識と技術、価値観をもって、社会福祉サービス利用者の相談・援助や社会資源の活用、地域への

援助といった「ソーシャルワーク」を行う社会福祉専門職をさし、国家資格である社会福祉士と同義に扱われることも少なくない。が、ここでいうファミリーソーシャルワーカーとは、社会福祉士資格とはなんら関係がなく、「人格円満で児童福祉に関し相当の知識・経験を有する者とする<sup>1)</sup>」等との基準が厚生労働省により示されたのみである。

そこで本研究では、児童養護施設におけるファミリーソーシャルワーカーの位置づけ、ならびにその職務に関する基礎的な指針を得ることをねらいとし、以下の2つの課題をすすめることとした。

- ①児童養護施設入所児童の保護者に焦点をあて、児童養護施設入所児童の家族的背景の特徴を既存の調査・研究資料から検討し、児童養護における今日の問題の所在を整理する。
- ②児童養護施設入所児童の「家族関係の調整」に関し、これまでの児童養護施設の個々の職員の努力としての取り組みが実際にどのようなものであったのか、また、新たにファミリーソーシャルワーカーが配置されたことにより、

---

1) 2004年4月2日づけ厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」による。

これからの「ファミリーソーシャルワーク」がどのように行われようとしているのかについて実証的に明らかにし、今後の児童養護における課題を検討する。

上記二つの課題に対し、本稿では、①の児童養護施設入所児童の家族的背景について考察することにする。かつて筆者は、国の子育て支援策である新エンゼルプラン（1999年）が策定された時期に、市町村の子育て支援の場（子育て支援センター等）でヒアリングをおこなった経験がある。その際に問題とされていたのは、子育て支援の行政担当者により、支援が必要そうであると認識されているにもかかわらず子育て支援の場に足を運ぶことのない親の存在であった。そのような親のすべてが養護ニーズを抱えているとはいえないが、児童養護施設入所児童の家族的背景を検討することは、潜在的な養護ニーズを探るうえでも重要なものと考えている。

以下、1では児童養護施設入所児童の家族的背景について、厚生労働省が実施してきた調査をもとに確認する。2では、児童養護施設入所児童の家族的背景をさらに掘り下げるために、子どもたちの親に焦点をあてた調査・研究報告から養護問題の発生要因を抽出する。3では、ファミリーソーシャルワーカーによる児童養護施設入所児童の家族認識の前提および課題について考察することにする。

## 1. 厚生労働省調査にみる児童養護施設入所児童の家族的背景の動向

児童養護施設は、「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的

とする施設とする」（児童福祉法第41条）と規定された児童福祉施設である。

児童養護施設入所児童の保護者の問題については、「時代の推移とともにその時々々の社会状況を強く反映しつつ、保護者の問題および児童の問題行動も質的な変化を示している」といわれている（佐藤、鈴木 [2002:92]）。そこで1では、全国レベルで実施されている調査に基づいて児童養護施設入所児童の家族的背景の動向を概観する。

ここで主に依拠するデータは厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2001年の省庁改編以前は厚生省児童家庭局）が行った「児童養護施設入所児童等調査」（1992年調査までは「養護児童等実態調査」）である。この調査は1970年以降、ほぼ5年ごとに実施されている（それ以前は約10年間隔で1952年と1961年に実施されている）が、個別の調査項目については各年次で若干の差異が含まれる。

田辺敦子らは「日本においては社会的養護の中心は収容保護であり、戦後から30余年におよぶ現在まで、収容定員にあまり変化がみられず、必要によって収容定員が増減するという実態にはなっていないことから、措置児童数＝養護を必要とする児童数とは考えられない」（田辺他 [1982:137]）と指摘しているが、この点については現在に至っても大きく変化している状況にはない<sup>2)</sup>。このことから、この厚生労働省による調査は「養護問題のもっとも先鋭な部分」（副田 [1976:265]）、つまり、養護を必要とする児童や保護者のうち、要保護性がきわめて高いと判断された児童および家族の一部についての調査結果としてみるのが妥当であるということをも前提とする必

2) 1997年の児童福祉法の改正において、養護施設については、名称を「児童養護施設」に改めるとともに、児童の自立支援を目的とすることとした。また、虚弱児施設が入所児童の態様の変化等から児童養護施設に移行することになったに伴い、30弱施設数が増加している。

表1 入所児童の概況

調査年度	1977年	1982年	1987年	1992年	1997年	2002年
在籍児童数（人）	31,540	32,040	29,553	26,725	26,979	30,416
最多入所時年齢（歳）	2.0	2.0	2.0	2.0		2.0
平均在所期間（年）	3.9	4.3	4.5	4.7	4.8	4.4
6歳未満での入所率（％）	55.4	51.2	51.9	53.6	55.3	54.9
家庭から入所した児童（％）	75.1	78.6	74.4	72.8	72.6	74.1
心身の状態：障害等あり（％）	6.9	8.7	8.3	9.5	10.3	20.2
罹病傾向あり（％）	16.4	14.6	15.5	13.7	16.0	20.1

厚生労働省(厚生省)『養護児童等実態調査の概要』『児童養護施設入所児童等調査結果の概要』等より作成。

要がある。

### 1-1. 児童養護施設入所児童の概況

ここでは、表1にもとづいて、入所児童の概況（平均在所期間、入所時の年齢、入所経路、心身の状態、罹病傾向）をみておく。

児童養護施設入所児童数は、2003年2月時点で30,416人であり、定員のほぼ90%となっている。入所児童数の変化をみると、1980年代のはじめから1990年代のはじめにかけて32,000人台から26,000人台へと約5千人もの落ちこみがみられたが、1990年代後半から2000年代にかけて増加傾向にあり、再び3万人台になっている。

平均在所期間は、2002年度調査に至る約25年間、4～5年で推移している。この内訳をさらにみると、家族の再統合に望ましいとされている在所期間2年未満<sup>3)</sup>の者が3割台で推移している。一方で在所期間6年以上（最長12年以上）の者が2割から3割台で推移しているという状況も約25年間続いている。つまり、個々の状況に応じて在所期間が幅広く分布するという状況は長らく変化していない。

入所時の年齢は、2歳が最多であり、6歳未満での入所が半数以上を占めているという

状況、さらには入所経路が「家庭から」であるものが7割から8割弱を占めている状況も長らく変化していない。

大きく変化が認められるのは、心身の状態に障害等ありと認識されている児童、および罹病傾向にあると認識されている児童が増加していることであり、前者の内訳は、その分類の仕方が各年次で少しずつ異なっているため、傾向を正確に分析することは困難であるが、知的障害が増加（1982年：1.7%→2004年：8.1%<sup>4)</sup>）していることが確認できる。ただしこの増加にはADHD（注意欠陥・多動性障害）など近年になって新たに障害と認識されるようになった子どもたちが含まれていることは留意しておく必要がある。また、2002年度調査では、指導上留意している点として、「心の安定」64.8%、「家族との関係」50.1%、「しつけ」45.4%となっており、職員が児童を援助していく際に留意している具体的な事柄が伺える。

### 1-2. 養護問題発生理由の動向

表2は、各年の調査から児童養護施設入所の理由を整理したものである。この調査項目は、養護問題が発生した主たる理由を一つだけ尋ねたものである。それ故、原因の諸範疇

3) 菅原 [2004 : 232] の指摘などがある。

4) 1982年以前の調査では、内訳の選択肢に「知的障害」は設定されていない。

表2 主な入所理由(%)

調査年度	1952年	1961年	1970年	1977年	1982年	1987年	1992年	1997年	2002年
父/母、両親の死亡	23.0	21.5	13.1	10.9	9.6	7.5	4.7	3.5	3.0
父母の不和・離婚	4.0	17.4	14.8	19.6	23.0	21.6	14.6	9.6	7.4
父/母の入院	5.3	16.2	15.7	12.9	12.8	11.5	11.3	9.1	7.0
父/母の就労	—	3.3	1.8	1.0	0.7	1.1	11.1	14.2	11.6
父/母の精神疾患等	—	5.7	5.6	5.1	5.5	5.2	5.6	7.5	8.1
破産等の経済的理由	27.9	—	—	—	—	—	3.5	4.8	8.1
親の問題行動(*印の合計)	22.0	33.4	39.3	40.6	41.2	41.4	38.5	38.4	43.0
父/母の行方不明*	7.1	18.0	27.5	28.7	28.4	26.2	18.5	14.9	10.9
父/母の拘禁*	3.4	4.3	3.0	3.7	3.8	4.7	4.1	4.3	4.8
放任・怠惰*	—	5.7	4.7	4.5	5.6	6.3	7.2	8.6	11.6
虐待・酷使*	—	0.4	2.5	2.4	2.4	2.9	3.5	5.7	11.1
棄子・養育拒否*	11.5	5.0	1.6	1.3	1.0	1.3	5.2	4.9	4.6
他	17.8	8.1	9.7	9.8	7.3	11.6	10.7	12.8	11.6

厚生労働省(厚生省)『養護児童等実態調査の概要』『児童養護施設入所児童等調査結果の概要』等より作成。

がそれをトータリティにおいて示すものではない<sup>5)</sup>。例えば、養護問題発生理由として「両親の離別」という理由があるが、両親が離別したばあいのすべてで、児童が十分に養育をうけられず児童養護施設に入所しているとは限らないということである。つまり、「それぞれの要因に、それとは別の他の要因がさらに作用して、子どもは養育がうけられなくなり養護施設に入ったと考えられる」(樽川[1979:74])のである。この点を確認したうえで、子どもが児童養護施設入所に至った主たる理由の変化をみてみよう。

この調査結果は、1952年から2003年にかけて約50年間の変化を示すものであるが、おもだった入所理由は次のように推移している。親の死亡は、調査ごとに減少傾向にある。親の行方不明は50年代60年代に大幅に増加し、1977年度調査の28.7%をピークに年々減少傾向にある。父母の離婚は、50年代に大幅に増加し1982年度調査で21.0%に至った後、減少

傾向にある。父または母の入院も50年代に大幅に増加し、1961年度調査をピークに減少傾向にある。父または母の就労は1980年代終盤から1990年代初頭にかけて激増するが、1997年度調査の14.2%をピークに減少傾向を示している。

親の死亡が一貫して減少傾向に、そして親の行方不明、父母の離婚、父または母の入院、父または母の就労が、それぞれある時期以降、減少傾向を示しているのに対して、増加傾向を示しているのは、父または母の精神疾患等、放任・怠惰、虐待・酷使、破産等の経済的理由である。父または母の精神疾患等は、1992年度調査までは5%台で推移してきたが、それ以降微増傾向にある。放任・怠惰、虐待・酷使は1990年代以降、増加傾向を示し、2002年度には二つの合計で22.7%となっている。破産等の経済的理由も同様に90年代以降、増加傾向を示している。

ここで上位3つの変化をてみよう。1970年度調査から1992年度調査にかけての上位3つは、その順位も1977年度調査以降変化するこ

5) 副田 [1976:262], 樽川 [1979:74]などを参照。

となく親の行方不明、父母の離婚、親の入院の順であった。ところが、1997年度調査から動きがみられ、2002年度調査では親の就労、放任・怠惰（この二つは同数）、虐待・酷使、と大きな変化がみられる。

このようにみてくると、主たる入所理由は1990年代後半以降、大きく変化してきたように感じられる。しかし、ある時期以降、減少傾向を示している入所理由（親の行方不明、父母の離婚、父または母の入院、父または母の就労）については、それぞれの事態が必ずしも減少したということではなく、施設入所に緊急的、直接的に結びつきやすい放任・怠惰、虐待・酷使などが、主たる入所理由として前面に出てきたと捉える方が妥当であろう。

この背景には、1990年代に児童虐待が家族問題のキーワードであるかのように扱われ、それに関連する報道が急増したことや<sup>6)</sup>、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されたこと等、実際の虐待発生件数と直接的な関わりを持たない事象の影響を考慮する必要がある。

また、入所理由のうち、「親の行方不明」「親の拘禁」「放任・怠惰」「虐待・酷使」「棄子」「養育拒否」の合計は、1970年度調査以降、38%～43%で推移している（表2、図1、2：上記6項目を「親の問題行動」とくくり示した。）。これら6項目は<sup>7)</sup>樽川典子が「家庭生活、社会生活にふさわしくないパーソナリティ」とする「自立した生活の意欲に欠く

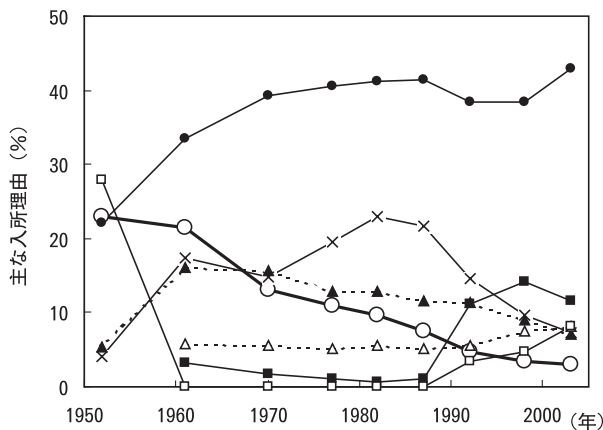


図1 主な入所理由

厚生労働省(厚生省)『養護児童等実態調査の概要』『児童養護施設入所児童等調査結果の概要』等より作成。

- 父（母）、両親の死亡
- 父（母）の就労
- 「親の問題行動」（親の行方不明、親の拘禁、放任・怠惰、虐待・酷使、棄子、養育拒否の合計）
- x— 父母の不和・離婚
- ▲--- 父（母）の入院
- △--- 父（母）の精神疾患等
- 破産等の経済的理由

6) 児童虐待が国家的問題としてとりあげられていくプロセスについては、上野加代子[2003]が詳しい。  
7) 行方不明をどのように捉えるか、拘禁は必ずしも常習的犯罪者ばかりではないと考えられること、アルコール・薬物中毒による精神疾患も考えられることなど、精緻に考えるとこの6項目の括りについては検討の余地があるかもしれないが、入所理由の項目からは捉えきれない部分のため、ここでは上述の6項目を括ってみることとした。

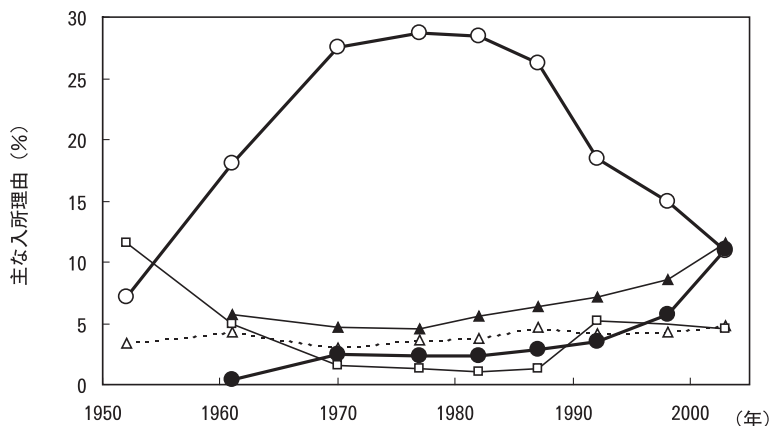


図2 主な入所理由のうち、「親の問題行動」について

厚生労働省(厚生省)『養護児童等実態調査の概要』『児童養護施設入所児童等調査結果の概要』等より作成。

○— 父(母)行方不明      -△-△- 父(母)の拘禁      ▲— 放任・怠惰  
 ●— 虐待・酷使      □— 棄子・養育拒否

もの、子への愛情が希薄で子どもを放任状態においたり子に拒否的な態度をとるもの、いちじるしく粗暴である者、賭け事に過度に熱中するもの、アルコール・薬物中毒患者、常習的犯罪者など(樽川 [1979:79])に概ね添うものである。

このように、主たる入所理由の変化は認められるが、1970年代以降、児童養護施設への入所理由の約4割は、親の「家庭生活・社会生活にふさわしくないパーソナリティ」に起因するものであると言えるだろう。そして、その内訳をおおまかにみた場合に「行方不明」から「虐待」等へと変化してみえるのは、その時代時代の経済状況や福祉の充実度(父子家庭・母子家庭に対するケア等)とともに、質問者や回答者の価値意識の変遷も反映されているものとしてみる必要があると思われる。

### 1-3. 家族形態・家族関係, 経済状況

ここでは、前節と同様に厚生労働省の資料により、入所時の保護者の状況、入所中の家

族との交流関係、児童の今後の見通し、という調査項目から、家族状況および家族関係を描きだしていこう。なお、これらの調査は1992年度調査から実施されているものであり、それ以前のデータは存在しない。

入所時の保護者の状況については、両親または一人親のいる児童がほとんどであることが表3よりわかる。またその内訳として、約3割の子どもには実父母の存在が表4より確認できる。さらに、一人親の内訳(実父か実母か)については、1992年度調査では実父のみが実母のみよりも多いという状況にあったが、1997年度調査以降、実母のみが実父のみを上回る結果となっている。1987年度調査以前では、入所時の両親との同居状況について問うており、調査項目に若干の相違はあるものの、実父のみと同居という施設入所時父子世帯であったものが、1970年代から80年代にかけては実母のみと同居を2倍～3倍上回っていた。このことは、1970年代、80年代の養護施設<sup>8)</sup>では、固有の福祉法の乏しい父子福

表3 入所時の保護者の状況別児童数（％）

調査年度	1992年	1997年	2002年
両親または一人親	86.9	82.8	91.5
両親ともいない	8.7	12.9	5.0
両親とも不明	4.3	3.3	3.1
不祥	0.0	1.0	0.4

厚生労働省(厚生省)『養護児童等実態調査の概要』『児童養護施設入所児童等調査結果の概要』等より作成。

表4 両親または一人親ありの内訳別児童数（％）

調査年度	1977年	1982年	1987年	1992年	1997年	2002年
実父母あり（実父母との同居）	6.2	4.8	11.8	24.5	27.1	29.4
実父のみ（実父のみとの同居）	36.1	36.2	35.4	37.7	29.8	22.7
実母のみ（実母のみとの同居）	12.5	10.2	16.9	31.0	34.3	38.1
実父養母（実父・養母との同居）	1.9	2.4	2.2	2.5	2.8	2.6
養父実母（養父・実母との同居）	1.2	1.5	1.7	2.9	4.8	6.2
養父養母（養父・養母との同居）	0.9	0.2	0.4	0.3	0.2	0.2
養父のみ（養父のみとの同居）	0.7	0.5	0.7	0.7	0.6	0.5
養母のみ（様のみとの同居）	0.6	0.3	0.5	0.3	0.1	0.2
不祥			1.6	0.2	0.1	0.0
（同居なし）	39.9	43.9	28.7			

厚生労働省(厚生省)『養護児童等実態調査の概要』『児童養護施設入所児童等調査結果の概要』等より作成。  
1987調査以前は入所時の両親との同居の状況。

祉施策を補うかのように機能していた側面があったが、離婚の増加による父子世帯の増加に伴い、父子世帯に対する都道府県および市町村の単独事業の創設や1990年代以降の子育て支援サービスの増加等により、父子世帯であることが児童養護施設への直接的な入所に結びつかなくなったと考えることができよう。

一方で、実母のみの増加の要因については、遠因としての経済状況の悪化が推測される。児童扶養手当法の改正（2003年）に伴って母子世帯の経済状況への影響は懸念されており、今後も母子世帯の福祉サービス利用は増加するのではないかと予測される。

次に、家族との交流関係、および児童の今後の見通しについてであるが、この2つの調査項目は1992年度調査以降に設けられたものである。1992年度調査以来、帰省、面会、電

8) 1997年児童福祉法改正により、「養護施設」が「児童養護施設」と改称されたためここでは「養護施設」とする。

話手紙連絡など家族と何らかの交流がある児童が8割前後であることが確認できる（表5）。そして5割強の児童が、家族のもとに帰省している状況にある。ところが、そのような状況にありながら今後の見通しとして保護者のもとへ復帰する見通しをもつ児童は、増加傾向にあるものの3割強にすぎない（表6）。つまり、何らかの形で子どもとの交流は可能だが、再度一緒に生活をするには困難が伴う、という状況にある家族が減少傾向にあるとはいえ6割近くを占めている。このような事情にある家族の内実をこの調査からあきらかにすることはできないが、その一端を伺わせる家族の経済状況についての項目（実父母の職業上の地位、実父母の仕事の種類、児童の家庭の年間所得）が1977年度、1982年度、1987年度調査に限り設けられている。ここでは、その結果をみておくことにする。

表7は、児童養護施設入所児童の実父母の

表5 家族との交流関係別児童数 (%)

調査年度	1992年	1997年	2002年
交流あり：帰省	54.0	56.9	51.6
交流あり：面会	15.8	15.2	17.8
交流あり：電話手紙連絡	8.7	9.2	13.2
交流なし	21.4	17.6	16.6
不祥	0.1	1.1	0.7

厚生労働省(厚生省)『養護児童等実態調査の概要』『児童養護施設入所児童等調査結果の概要』等より作成。

表6 児童の今後の見通し別児童数 (%)

調査年度	1992年	1997年	2002年
保護者のもとへ復帰	23.8	26.9	32.8
親類等の家庭への引き取り	1.0	1.1	1.6
自立まで現在のままで養育	69.2	64.2	56.5
養子縁組または里親委託	0.9	1.0	1.4
現在のままでは養育困難	0.6	0.9	1.5
その他	4.5	5.1	6.1
不祥		0.9	0.1

厚生労働省(厚生省)『養護児童等実態調査の概要』『児童養護施設入所児童等調査結果の概要』等より作成。

表7 実父実母の職業上の地位 (%)

調査年度	1977年	1982年	1987年
実父			
農業主	1.2	0.6	0.6
その他の事業主	3.1	4.1	3.2
常用勤労者	45.9	51.7	51.0
臨時・日雇・パート	20.1	17.7	18.0
その他の就労者	8.4	4.0	3.3
不就業	21.3	22.0	23.9
実母			
農業主	0.7	0.2	0.3
その他の事業主	0.7	1.0	0.8
常用勤労者	13.3	11.3	9.9
臨時・日雇・パート	6.8	21.2	23.3
その他の就労者	16.5	5.6	4.0
不就業	62.0	60.7	61.7

厚生省児童家庭局監修、『養護児童などの実態～養護児童等実態調査結果報告書』(1990)より作成。

就業形態を表したものである。実父では、農業主、その他の事業主、常用勤労者つまり、定職を持っているものが5割強であるが、不就業者が2割強、臨時・日雇い・パートが2

割弱と半数近くが不安定な就業・経済状況であることが伺える。実母では、定職を持っているものは1割強にすぎず、6割が不就業者、2割が臨時・日雇い・パート就業であり、同



様に不安定な状況が伺える。

このことは、年間所得をみると歴然としており、年間所得が100万円に満たない世帯が1982年度調査では12.4%、87年度調査では28.3%となっており、1987年度調査は1982年度調査から倍以上の増加を示している。そして、両調査とも年間所得が200万円未満のものが約半数をしめている。一方で400万円以上の年間所得のある世帯は、82年度調査では9.9%、87年度調査では13.7%であり、増加している（図3）。この動向について松本伊知郎は、「低所得に直接的に規定されない、さまざまな子どもを養育するうえでの困難が強まってきていると同時に、経済的貧困の問題もまた深刻さの度合いを深めている」と指摘している（松本 [1998:183]）。この傾向が90年代のバブル経済崩壊後にどのようなものかには興味深いところであるが、残念ながら2002年度以降の調査からはこの項目は削除されている。

#### 1-4. 厚生労働省調査にみる児童養護施設入所児童とその家族

以上、児童養護施設入所児童の概況および養護問題発生の主たる要因、家族形態・家族関係、経済状況について各年の調査からその動向をみてきた。そこから確認できる点を整理してみると次の5点である。

まず、児童養護施設入所児童の最多入所時の年齢（2歳）、平均在所期間（約4年）は1970年代後半以降大きな変化はみられない。次に、1990年代以降、入所している児童のほとんど全てに、指導上留意をしている点があると認識されているということ、3つ目に、主たる入所理由は1990年代後半以降、大きく変化したように感じられるが、樽川の考えによる「家庭生活・社会生活にふさわしくないパーソナリティ」を理由とする入所は1970年度調査以降大きな変化が認められない。4つ目に、入所時の保護者の状況について、1997年度調査以降、実母のみが実父のみを上回る結果となっている。5つめとして、8割の児童が帰省、面会、電話手紙連絡など家族と何

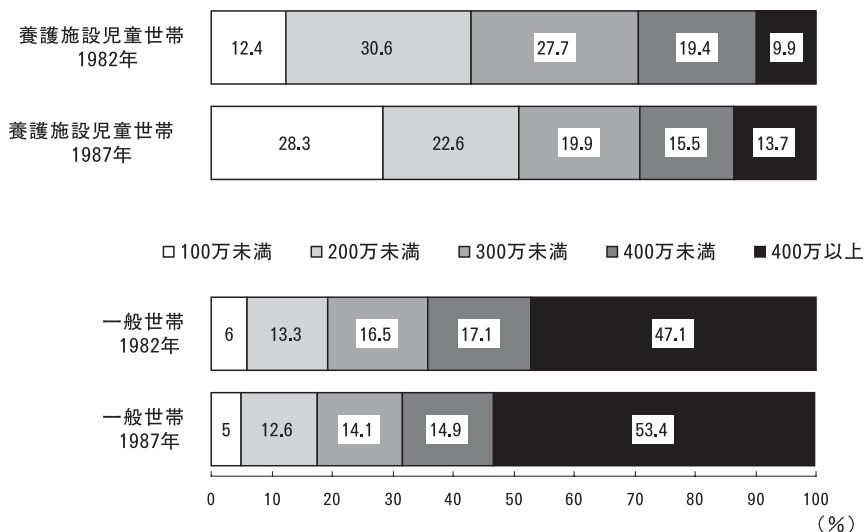


図3 入所児童の家庭の年間所得。

厚生省児童家庭局監修、『養護児童などの実態～養護児童等実態調査結果報告書』（1990）より作成。

らかの交流を持っているにもかかわらず、保護者のもとに復帰見通しを持つ児童は3割であり、一緒に生活することが困難と考えられている児童が6割いるということ、その背景の一つに親の不安定な就労、低所得が存在していそうであることが確認できよう。

## 2. 既存の研究報告にみる児童養護施設入所児童の家族

ここでは、児童養護施設入所児童の親に焦点をあてた研究を取り上げ、厚生労働省の調査からは十分に読みとることが困難であった児童養護施設入所児童の家族的背景の実態について概観する。佐藤秀紀らが「特定の児童養護施設に焦点をあて、入所児童およびその保護者の抱える問題について分析し、あるべき児童養護の方向性について検討を行っている研究はほとんど見当たらない」と述べているように（佐藤，鈴木[2002:92]）、児童養護施設の入所児童と保護者の問題を関連づけて分析を行っている研究はそう多くないのが実状であるが、「児童養護施設」、「入所理由」、「養護問題」、「家族的背景」などをキーワードとした国立国会図書館書誌検索や、社会的養護についての最も有力な情報・研究誌である『児童養護』（全国児童養護施設協議会発行）のバックナンバーを精査することにより資料を収集した。

ここではその中からおもに、1946年から1997年の北海道内の施設において調査した佐藤秀紀，鈴木幸雄による「児童養護施設入所児童およびその保護者の問題の経時的変容状況と相互関連性」<sup>9)</sup>，1991年3月からの一年間について全国535の児童養護施設を調査した齊藤学による「全国養護施設に入所してき

た被虐待児とその親に関する研究」<sup>10)</sup>，1990年について〇市の児童相談所で調査した清水隆則，筒井のり子による「養護問題における『貧困サイクル』」<sup>11)</sup>，1945年から1980年まで東京都内の施設を調査した田辺敦子他による「養護問題発生状況の分析」<sup>12)</sup>，1966年以降の12年間を愛知県名古屋市の施設において調査した東海社会教育研究会養護問題グループ（以下，東海社会教育研究会とする）による「W寮養護施設入所児童の実態」<sup>13)</sup>，1979年について東京都と秋田県の施設を調査した吉田恭爾らの「要養護問題の多様化と複雑化」<sup>14)</sup>を中心に考察していくこととする。

これらの研究は、調査対象、目的、方法などそれぞれ異なるものであるが、そのどれにも児童養護施設入所児童の親ないし保護者の状況についての調査があり、児童養護施設入所児童の家族的背景の実態をあぶりだそうとする部分が含まれている。

以下、大きく①経済状況および住居、②婚姻状態・家族関係、③親の問題行動の3つの視点にわけて検討する。解析にあたっては、時代背景や地域性を考慮する必要があるため、必要に応じて報告者や調査年・調査地を確認しながら稿を進めるが、特に断りのないものについては、時代性や地域性の違いによる差異が少ないと判断されるものか、または比較検討が可能なデータがない場合となる。

9) 佐藤秀紀，鈴木幸雄．2002．「児童養護施設入所児童およびその保護者の問題の経時的変容状況と相互関連性」『社会福祉学』42-2．Pp.91-104．

10) 齊藤学．2001．「全国養護施設に入所してきた被虐待児とその親に関する研究」『子どもの虐待とネグレクト』3-2．p.332-360．

11) 清水隆則，筒井のり子．1992．「養護問題における『貧困サイクル』」『社会福祉研究』55．p.88-95．

12) 田辺敦子，庄司洋子他．1982．「養護問題発生状況の分析—二葉学園入所児童措置状況調査Iより—」『日本社会事業大学研究紀要28』．p.137-151．

13) 養護問題研究グループ．1980．「W寮養護施設入所児童の実態—ケース分析を中心に—」東海社会教育研究会『東海の社会教育』23．p.26-49．

14) 吉田恭爾．1982．「要養護問題の多様化と複雑化」『季刊児童養護』13-1．p.4-7．

## 2-1. 経済状況および住居

児童養護施設入所児童の親の経済状況を検討するにあたって、まず両親の就労形態の特徴をみると、7割は低所得階層に属する職業<sup>15)</sup>であり（吉田）、父親の場合、第二次、第三次産業の単純労働、サービス業への従事が大半を占め、母親においてはその傾向がより強い（田辺他）という点があげられる。収入面でみた場合、1987年の一般家庭で年収400万円以上が63.1%を占めるのに対し、児童養護施設入所児童の暮らす世帯では、200万円未満が50.9%を占め、そのうち100万円未満が28.3%となっている<sup>16)</sup>（図3）。

職業上の地位でみると、厚生労働省の1987年度の調査では父親の常用勤労者は半数のみで、臨時・日雇い・パートが約二割、不就労が二割強となっている（表7）。母親については、常用勤労者が一割、不就労が約六割である。また、とりあげたどの調査においても無職、不安定職という親が一定の割合で存在する他、転職回数の多さが目立っている。

住居に関しては、持ち家率が低く、民間アパート、公営住宅、福祉施設、借家、借間、従業員・会社寮（住み込み）といった居住形態が圧倒的多数である（清水他、田辺他、東海社会教育研究会）。

児童養護施設入所児童の親に低所得層職業、不安定就労が多くなっていることについては、取り上げた文献のほとんどで入所児童の親の際立った特徴としてあげられている「低学歴」を関連づけることができよう。

田辺らは1982年の報告で、「父母の学歴はどの時代も、中学校卒業までで全体の半数以上を占め、特に高学歴化した1960年代以降においては、親の低学歴化ははっきりしてくる」とし、東海社会教育研究会は、義務教育以下の学歴にとどまる父母が圧倒的に多数であることから、彼らが「高度経済成長期以降の著しい高学歴化とは無縁な存在であることがわかる」と分析する。学歴社会といわれる現代日本において、低学歴の彼らに高収入が見込める企業のそれなりのポストにつくことはたやすいことではないため、低所得階層に属する職業での就労を余儀なくされているのだろう。一方で、清水らの調査で「経済状態が『普通』の層は、（中略）学歴は中卒がほとんどであるにしても、マッサージ、調理関係や建設関係、また自動車免許を有している人もおり、いわゆる手に職をつけた人が多い」と報告されているように、資格等の取得が生活状況の安定に結びついている状況が伺える。

入所児童のいる世帯では、年収200万円未満が半数、100万円未満が3割近くにものぼっていることについては、単に従事する職業が低賃金労働に相当するというだけではなく、就労形態が非常に不安定であることを反映しているものと思われる。

また、転職歴が多いことに関して吉田は、「かれらは、職をもとめて他の都府県へ移動」し、「より労働条件のよい働き口をめざしている。前住地よりはよい労働条件としても、技術や資産をもたず、学歴の低い流入者は総じてそこでは下層の労働者になり、さらには、ほぼ5人にひとりが職業上の失敗をおかしているという調査結果から「変動する産業構造に適応していくだけの技術が習得しきれずに落層している」とする。清水らはより具体的に「就・退職が容易ではあるが年功賃金制が確立していない袋小路的な、ある限られ

15) 吉田らの調査では、江口英一の『現代の低所得階層』に基づき、低所得階層に属する職業を農業、行商、露天商、小商人、仲買人、賃仕事、被用職人、家事使用人、浮浪的サービス業、家内労働者、単純労働者軽作業およびそれ以外、商業・サービス使用人、販売サービス労働者、工場労働者、失業的無業、病气その他、犯罪者、生来的無業としている。

16) とりあげた6本の調査報告では、年収についての質問項目はないため、ここでは1でとりあげた1987年度厚生労働省調査に依拠している。

た職種内を転々とする」ことが特徴であると述べている。

このように低学歴にともなう職業選択の幅の狭さは、他の都道府県への移動をともなう転職を喚起する要因になるわけであるが、住居について持ち家率が低いことは、転居転職が多いという事実の反映であるとともに、次の転職に際しての身軽さを後押しする。職を求めての移動は「多数回になればなるほど新居住地において根無し草的に孤立した生活をするということにも結びつく」(吉田)、「度重なるマイナス的な転職は、金銭の蓄積をもたらさないばかりか、人間関係の蓄積にも不利である」(清水他)と考えられるが、こういった孤立した生活が、職業選択の機会や日常生活において親族や地域住民からの支援を受けにくくするという結果を伴うことは想像に難くない。

## 2-2. 婚姻状態、家族関係等

調査が行われた年代や地域による差はみられるが、入所児童の親の婚姻に関する経歴には不安定さが顕著にみられる。清水らの〇市の調査(おそらく近畿地方の大都市をさすものであると思われる一カッコ内筆者)を例にとると、届け出婚は61%にすぎず、内縁・同棲が際立って目立つ。結婚回数も1回との回答は43%にとどまり、離婚再婚を繰り返すケースの多さが伺える。また、直接的に婚姻状態の不安定さに繋がるものではないが、初婚年齢が、16~20歳が52%、21~25歳が33%という結果から、一般的傾向とくらべ、明らかに若年齢結婚を経験しているケースが多いことには留意しておく必要がある。田辺らによる東京都内施設の調査結果にもほぼ同様の傾向がみられ、「35年以降、若年齢結婚(19歳以下の結婚)の増加がみられ、また内縁関係23%は、一般的傾向からみても多いと予想される。離婚経験の有無を調べたところ、実親

同士あるいはどちらか一方が再婚である場合は全体の一割におよび、再婚組は、離婚・再婚をくりかえしている場合が多い」と記されている。

また、離婚再婚経験者が多いということは、子どもが継父母と同居しているなどの継家族<sup>17)</sup>が多いという意味でもある。継家族の場合、大人と子どもの双方にとってストレスとなることが多いと報告されており<sup>18)</sup>、緊張をはらんだ家族関係も少なくないだろう。実際に、継家族であることは、虐待の大きな発生意因のひとつにあげられている<sup>19)</sup>。斉藤は1991年の調査結果から被虐待児の母親に有意に再婚率が高いことを明らかにし、さらに就労状況との関連から「被虐待児の義父では就業している者の割合が著しく低いという事実につき当たる。つまり被虐待児の場合、実父母の夫婦関係の破綻、その後の実母の再婚に引き続く義父と実母との関係の混乱という事態の連続」があることを指摘し、さらに「こうした親世代の婚姻・就労問題の連続の中で窮地に陥った母親によって、あるいは感情の統制を欠いた義父によってなされた児童虐待」があると、婚姻状況と就労問題と児童虐待の関連性について述べている。

家族関係については、東海社会教育研究会による調査で施設入所時に児童相談所から送付されてくる児童記録の読み取りから、①父母の監護力の乏しさ、放任、その逆の干渉や過保護などの養育上の問題と、②父母間の関係不調、児童自身と家族メンバーとの関係不調の二つのパターンを、特に昭和40年以降の怠学、登校拒否など問題を有する児童や万引

17) 継家族とは、ステップファミリーの訳語として用いられる言葉である。離婚や死別を経た後の再婚によって形成された家族で夫婦の少なくとも一方が、いずれかの子どもと生物学的親子関係をもたない家族のことをいう。

18) K・ウォーカー他「離婚後の再婚」吉田編[1979: 113-125]に詳しい。

19) 例えば、西澤[2004]などによる。

き、家出などの教護性を有する児童の入所増加の背景として指摘している。この調査においては二つのパターンとして分析された養育上の問題と関係不調のそもそもの原因がどこにあるのかについては触れられていないが、これまでみてきた経済状況や不安定な婚姻状態から、入所児童の家族関係はストレスや葛藤を孕んだ危うい状況であることが伺える。

また、入所児童の親に、転職・転居が多いことから孤立した生活になりやすいということは既に述べたが、親族・友人との援助関係を清水らの調査によるカテゴライズでいえば、高い0%，やや高い3%，普通10%，やや低い33%，低い43%と、関係の稀薄さが非常に顕著である。また、低学歴、不安定就労、低収入といった事情は、自身が社会のアウトサイダーであるという意識に結びつきやすいと思われることから、地域住民等との社会関係を結ぶ障壁になりやすい。それとともに、各調査で、精神疾患を有している親の存在が多く報告されているが、その場合、社会関係の構築が際立って困難であるケースが事実上ほとんどとなろう。

### 2-3. 親の問題行動

厚生労働省の調査においても、親の問題行動は主な入所理由として非常に目立つものであり、入所の「きっかけ」という意味では実質的に調査結果を支配しているといっても言い過ぎではないかもしれない。ここで検討した文献についても、それは共通して大きく取り上げられている。すなわち、身体的虐待、性的虐待、放任等怠惰、粗暴、DV、薬物中毒、アルコール依存、蒸発・失踪、常習的犯罪等である。

吉田は、自立した生活の意欲に欠けるもの、愛情が希薄で子どもを放任状態においたり拒否的態度をとるもの、粗暴、アルコール・薬

物中毒患者、常習的犯罪者などを「親らしくないパーソナリティ<sup>20)</sup>」とくくり、それに該当する親の割合が高いことを報告しているが、このようなパーソナリティの形成について、「長期にわたる低所得層の生活がパーソナリティを荒廃させたばあいとパーソナリティの荒廃が生活を攪乱させた場合との二様がある」と述べている。

数多く報告されている親の精神疾患を含めて考える場合、どの程度までが本人の責任の内とみることができると議論が難しいところである。が、いずれにしても上述した親の問題行動についての指摘は、ほぼどの調査でも着目されているものである。特に、斉藤は、親の問題行動と生活困難について具体的項目をあげ調査しているが、「異性問題」、「親らしいことをしない」、「家族をかえりみない」、「配偶者への暴力」、「子どもへの暴力」、「酒乱」、「家出・失踪」、「サラ金などの借金問題」、「怠惰・働かない」といった項目の割合が高いことを示している。

各種の虐待について、田辺らや東海社会教育研究会の調査では、ケースの分析を通し、今日の虐待の定義でいうところの虐待による入所が多く報告されている<sup>21)</sup>。児童虐待はそれが社会問題として頻繁にマスコミ等に取り上げられるようになった1990年代以降表面化したものが多いと考えられるが、先の二つの調査はそれ以前の調査報告であるため、児童虐待が事実としてはそれまでも数多く存在していたことを伺わせる。

また、田辺らは、「監護能力なし、養育意思なしの増加と、児童の問題行動の増加をあわせ考えると、家庭の養育機能の障害が、親

20) 1-2で述べた樽川による「家庭生活、社会生活にふさわしくないパーソナリティ」の考え方にならい、使用されている言葉である。

21) 同じことが、樽川[1979]の父子世帯に着目したケース分析のなかにも認められる。

(大人)の人格破壊によってもたらされ」「さらにそれが児童の人格破壊にまでおよんでいることがわかる」とのことから、「親の問題行動」の問題は、児童養護にとって単に親の問題として切り分けられない複雑性、解決の困難性をみせつける。

#### 2-4. 各要因の関連性について

ここまで児童養護施設入所児童の親についてみてきたところ、低学歴と不安定就労による経済状況の低位性、不安定な婚姻と希薄な人間関係、親としての問題行動の多さという特徴がみられたが、これらは多くの場合、互いにリンクした形で現れる点に注目する必要がある。

彼らの不就労の多さや年収の低さは、バブル経済期においてもその恩恵とは全く無関係である。このことは、彼らが単に低賃金労働に追いやられているというだけではなく、安定した収入の見込める職業に就くことをしない、できないという場合が多いことを意味する。精神疾患等の問題も含め、本人の意思や努力を超えた根深い問題もあることが伺える。

また、低学歴で不安定就労者の場合が多いという特徴は、配偶者選択においても大きく影響を及ぼしていたものと考えられる。近代社会の階層格差の問題点として性役割分業社会があげられる。そこでの大きな特徴のひとつは「男性は、自分の実力が生活水準に直接反映される。しかし『主婦である』女性の生活水準は、自分の仕事能力ではなく、夫の仕事能力によって決定される」(山田[2004:57])というものであるが、これに従えば、不安定就労者の若年男性が高度専門職に従事する女性を配偶者とする確立は非常に低く見積もられ、ほとんどの場合で、社会的地位が自分と同程度がそれ以下の女性が婚姻対象となる(ただし、低学歴不安定就労の女性が高

度専門職に従事する男性と婚姻するという逆の場合はより高いものと思われる)。さらに、近年では「強者(職業世界での)が強者を選び(夫婦の場合)、強者が強者を作り出す(親子の場合)、その対極で、弱者が弱者を選ぶ以外に選択肢がなく、弱者は弱者しか作り出せないという事態が生じている」という傾向が強まっていることが指摘されている(山田[2004:66])。このことは、とりわけ社会的弱者の状態にある若年男性にとっては、婚姻がさらなる貧困を生む元になりかねないことを意味し、貧困は安定的な婚姻関係の継続を阻害する方向に働きやすい。婚姻関係が不安定であれば、子どもをもったときに、例えば、「望んで生んだ子どもではない」としてしまう場合も多いだろう。

清水らの調査は、親子二世代にわたって施設入所を経験しているケースの親についての調査であるが、そこに養護問題の世代間サイクルを見いだしている。報告は特に「貧困文化論<sup>22)</sup>」に着目し、養護ケースのなかに、マイナスの生活文化を背負った、または、背負わされた一群の人びとが明らかに存在していることを問題視している。児童養護施設入所児童の親に特徴的にみられた低学歴、不安定な就労、不安定な結婚生活、さまざまな問題行動、交友関係や対人関係における行動様式は世代を越えてひき継がれる性質が強く、生活・成長の場としての家族機能に対する不信感を伴った負のサイクルを招きやすいことは想像に難くない。

また、清水らが貧困文化論に着目した理由として「単に社会的、経済的な貧困状態を問題にしているのではなく、そのような逆境に『順応』し無気力となってしまった『精神の

22) 筒井らは「貧困文化論」の視点をもつ著作としてオスカー・ルイス著『ラ・ビータ』(みすず書房、1970年)をあげている。

貧困性』をも浮かび上がらせてくれる」と述べているように、こういった事情がある中においては、生活改善に対する無気力感は貧困状態への安住ともいえるものであり、親らしいパーソナリティを育てようとする努力は二の次、三の次となってしまっても不思議がないし、自らの存在を肯定的に捉えがたい状況においては、子どもをもつことそのものにネガティブな感情が生まれやすいと想像される。つまり、このようなあきらめの構図は、その家族の構造的な問題に起因するものとみなければならず、さらには、こういった家族の存在は現代日本の構造的な問題でもあるという視点の中で養護問題をとらえる必要がある。

### 3. 児童養護施設入所児童の家族的背景とファミリーソーシャルワーカー

#### 3-1. ファミリーソーシャルワーカーの支援対象

厚生労働省雇用均等・児童家庭局から平成16年4月に発令された「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」という通知によれば、ファミリーソーシャルワーカー配置の趣旨は、「虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話や面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談・指導等の支援（以下「家庭復帰支援」という。）を行い、入所児童の早期退所を促進し、親子の再構築等が図られることを目的とする。」とされており、その対象として「1. 虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童であって、支援することによって家庭復帰が見込まれる児童 2. 里親への委託が適切（可能）な児童 3. 養子縁組が適切な児童」があげられている。

児童養護施設入所児童等調査2002年度の

「児童の今後の見通し別児童数」によりこの対象に合致する児童をみると、「保護者のもとへ復帰」が32.8%（前回26.9%）、「親族等の家庭への引き取り」が1.6%（前回1.1%）の合計34.4%であり、これが、上記の規定によるファミリーソーシャルワーカーの支援対象児童と考えられる。「養子縁組又は里親委託」が見込まれる者は、1.4%（前回1.0%）と極めて低位に留まっているため、6割以上は、その支援の対象外ということになる。

前章で、各種調査から児童養護施設入所児童の家族的背景の特徴を検討してきたところ、低学歴、不安定な収入に規定される経済的貧困、不安定な夫婦関係・家族関係、親の問題行動が特徴的な問題としてそこに存在していた。当然ながら、これらは入所児童全ての親にあてはまるものではない。近年増加がみられる虐待をきっかけとした入所には、高収入世帯の専業主婦の一時的な育児ノイローゼ等による緊急避難的な事例も存在するであろう。そしてこのような事例に関しては、施設のキャパシティの現状からいっても早期解決が求められ、効果的、効率的な「家庭復帰支援」が期待されるところである。

山田昌弘は、現代社会において、生活水準の格差拡大がすすむと仕事や人生に対する意欲の有無など「社会意識」の差が現れることを問題とし、こういった「家族の二極化」がすすむ様子を各種データに基づき明らかにしているが、児童虐待についても生活水準の格差を問題にし、「カウンセリングが有効」な場合と「経済的な問題をどうにかしない限り、解決できない事態」とを切り分けて考える必要性を述べている（山田[2004:155]）。

入所児童の支援についても困難性が際立つのは後者の場合であろう。田辺らは特に貧困の問題から入所児童をとりまく環境を考察し、「経済的貧困はむしろその差を拡大しながら

常に基底にあり、その他の要因（居住・文化・生活様式の貧困、親の人格破壊、親族や地域からの支援の欠如等）が重なりあい、問題が複雑化している」と述べている。このような事情下におかれた入所児童が、前述した「保護者のもとへ復帰」が見込まれるケースとどの程度の重なりがあるのかを既存の資料から量的に把握することはできないが、特に虐待に注目した斉藤による調査のとりまとめとして、入所児童の親が「低い教育歴、不安定な就労状況、混乱した夫婦関係、借金（サラ金）問題の重圧、高い精神障害罹患率等を抱えた者の多い特殊な一群」と位置づけられたことは、家庭復帰に向けて楽観的になれる状況とはほど遠い場合がほとんどであるという事実の現れとみて間違いはないだろう。貧困が社会問題のひとつであるとみるとき、おもに貧困に起因する複雑な問題をかかえる家族にとって解決すべき問題は、家族の問題であると同時に、単に家族の問題だけに局限されるものではない。

このようなとき、ファミリーソーシャルワーカーに何ができるのか、という議論は非常に重要なものとなるはずだが、冒頭に記したとおり、そういった議論はなされていない。なぜ議論がされてきていないのか考えてみると、その理由はファミリーソーシャルワーカーの業務を単純に現代のソーシャルワークが志向するものとは切り離された「家庭復帰支援」と規定してしまっていることにあると考えられる。北川清一がファミリーソーシャルワーカーの配置について「実態とフィットしていない状況への配慮に欠け、きわめて性急に推進されたとするならば、実に皮肉なことにソーシャルワーク原則に反した無謀な取り組みであったともいえよう」と指摘し、「ソーシャルワークとの関連を明確にできないかぎり、ファミリーソーシャルワークが一人歩きする

奇妙な構造に陥ることになる」（北川[2004:7]）と懸念する状況を招くことも心配される。

### 3-2. 「問題家族」とファミリーソーシャルワーク

ところで、これまでみてきた一群の児童養護施設入所児童の親たちの特徴は、英国の「問題家族」や北米の「多問題家族」の「問題」概念に非常によく合致していることは注目に値する。北米における多問題家族の主たる研究の一つであるCRA（Community Research Associate）の「問題」分類や、英国におけるFSU（Family Service Unit）などによる「問題」のとりえ方<sup>23)</sup>は山崎美貴子により詳細に紹介されているが（山崎[2004:161-179]）、そこで解釈される「問題性」は、一群の児童養護施設入所児童の親にみられるものと本質的になんら変わるものでない。

さらに、「問題家族」に対する北米、英国の実践には、山崎により以下の共通点が見いだされていることに注目したい。「必ず『一単位としての家族』全体に視点が向けられている点、サービスが重複しないよう、各機関が調整しあうこと、『問題』の徴候があると

23) CRA（Community Research Associate）による多問題家族の「問題」分類は以下である。家族機能水準という視点から家族の問題領域として、①母親としての機能遂行の失敗、②父親としての機能遂行の失敗、③兄弟としての機能遂行の失敗、④結婚生活に対する不適応、⑤経済的側面の不充足、住居の不満足な状態、となり、家族の社会的機能領域は、①育児機能（親として子どもに対する身体的な世話、愛情の交換、自己確認の発達、社会化）、②結婚機能（結婚前の結婚に対する準備、夫婦の愛情関係、社会化）、③経済的機能（家計の管理、収入の状態）に大きく分類される。これら逆機能の様態を概括したものが「家族の問題領域」となる。また、英国の「問題家族」の「問題」を明確に特徴づけるものとして、「社会福祉機関との接触の仕方を重視」があげられる。ロンドン市保健局の調査では「問題家族」の一般的特徴として「情緒安定感の低さ、知的水準の低さ、住居の劣悪な状況、提供されるソーシャルワークサービスを拒否する態度」を示している。



きだけ、短期間の接触を保つのではなく、継続した長期的処遇計画の必要性が痛感されている点」である。そして、「問題家族」に対する支援は、「とおり一辺のケースワーク・サービスで解決できるものでなく」「具体的な、そして集中した援助と、住宅対策、地域、近隣の援助等と計画的・多角的な援助計画が必要」であることが強調されている。北米におけるこれは「家族の保全」<sup>24)</sup>という予防の意識が強く働いた実践であるため、日本の児童養護施設入所児童とその親への支援とはスタンスが違ってはいるものの、問題解決へむけた実践として重要視すべきところは共通するはずのものと思われる。また、このとき、「問題家族」とは、単にたくさんの問題をかかえている家族を意味するのではないという視点のもと、家族自体がどのように「問題そのもの」を認知し、さらにそれに対して、どのように対処していくかを問題とすることが極めて重要なことである。

このことをふまえて、今回のファミリーソーシャルワーカーの配置についても一度点検してみよう。

ファミリーソーシャルワーカーの役割は冒頭で述べたとおり家庭復帰支援であり、その具体的な目的は入所児童の早期退所の促進と親子の再構築を図ることである。運営の基準、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の業務内容は以下の様に規定されている。

#### <運営の基準>

- 1 施設の長は、当該児童の措置を行った児童相談所と密接な連携を取り、その指導・助言に基づいて、家庭支援専門相談員をし

て具体的な家庭復帰支援を行うものとする。

- 2 施設の長は、家庭復帰等の対象児童を把握し、家庭復帰等に向けた計画を作成しそれに基づき、家庭支援専門相談員をして家庭復帰支援を行うものとする。
- 3 施設の長は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）に定める必要な職員の定数のほか、家庭支援専門相談員を配置するものとする。
- 4 家庭復帰支援を行った内容について記録するとともに、評価を行うこと。

#### <家庭支援専門相談員の業務内容>

- 1 保護者等への早期家庭復帰のための業務
  - (1) 保護者等への施設内または保護者宅訪問による養育相談、養育指導等
  - (2) 保護者等への家庭復帰における相談・養育指導
- 2 退所後の児童に対する継続した生活相談など
- 3 里親委託促進のための業務
  - (1) 里親希望家庭への相談・養育指導
  - (2) 委託後における相談・養育指導
- 4 養育里親における養子縁組促進のための業務
  - (1) 養子縁組希望家庭への相談・養育指導
  - (2) 養子縁組後における相談・養育指導
- 5 地域の子育て家庭に対する育児不安解消のための相談・支援等
- 6 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画
- 7 施設職員への助言・指導及び処遇会議への出席
- 8 児童相談所等関係機関との連絡・調整
- 9 その他業務遂行に必要なこと

これまでの児童福祉施設での子どもの家族への取り組みについては、なんら法的な責務を持たない個々の施設職員の問題意識と努力

24) リーサ・カプラン、ジュディス・L・ジラルド共著、小松源助監訳（2001）『ソーシャルワーク実践における家族エンパワメント』中央法規、を参照されたい。

により、問題への取り組みが図られてきたわけであるが、決して十分な体制を整えられる状況にはないために専門職員の配置が全国養護施設協議会などにより望まれていた。が、しかし、児童養護施設長の立場にある菅原哲男は、今回の法的責務を負った形でのファミリーソーシャルワーカーの配置には不満をもらす。なぜなら、『『通知』の要請する職務が効率主義であるのに対応するように、児童養護施設での家庭支援がおこなわれるのであれば、事態はその幅のなかで進行するほかにはない』からであり、「いくつもの施設や、多くの施設で養育にたずさわるとくさんの人たちは、一人一人の子どもたちとその家族にたいする支援をもっと深く捉えて活動してきたはずである」ため、かえて対応がとおり一辺のものになってしまうことが懸念されるからである（菅原 [2004: 94-96]）。

このことをさらに押し進めて考えてみると、先に示した通知にみる業務内容からは、家族の抱える問題を家族の中のものとしてのみ捉えているように見受けられる。英国や北米における実践と比較して、その視点や活動範囲が非常に限定的であり、「経済的な問題をどうにかしない限り、解決できない事態」に対してソーシャルワークを行い得る領域への考慮が何らなされていない点が際立って目立ってしまうのである。このことから、ファミリーソーシャルワーカーの手の及ばないところにある問題が、結果として隠蔽されてしまうという可能性が危惧される。

### 3-3. ファミリーソーシャルワークと「家族」

2でみてきた通り、児童養護施設入所児童の親には、「経済的な問題をどうにかしなければどうにもならない状況」におかれている一群の親たちが確実に存在する。その親たち

の存在を、そしてそのような親たちと子どもとの関係を、どのように捉え、親そして子どもを支援していくのかは、これまで<sup>25)</sup>、そしてこれからも児童養護施設での家族支援の大きな一つの争点であると考えられる。

青木紀は、その場その場での現実的な対応が求められる社会福祉実践の場では、資本主義の基本的なメカニズムを問題にするだけではすまされないとし、「貧困や不平等の根底を問う視点を少し移しながら、あらためて資本主義のメカニズムの『責任』を問うようなスタンスからの研究が必要とされているのではないか」と述べている。その際に「P.ブルデューのいうような世代間の経済的・文化的・社会的『資本』の移動」を問題にする必要があると指摘する。そして、「『貧困の世代的再生産』という視点から考えたときに、子どもたちはその人生に、少なくともある成長・発達段階までは、発達上の『問題』の基本的な責任はない（人間としての責任は求められることはあっても）」という問題意識を徹底して発想することの必要性を述べている。また他方では、社会的再生産過程に世代的再生産が巻き込まれながら、貧困と不平等の再生産構造が形成される場面において、そのような状況のなかではとくに「貧困へと子どもたちを向かわせるベクトルの力を、いかに日常的に、そして発達段階の節目節目で遮断し、不利が不利を呼ぶような機構を改革していくか」ということを問題意識の基底におくことの重要性を述べている（青木 [1997: 136-137]）。この指摘は児童養護施設での実践を問い直す極めて重要な指摘を含んでいるように思われる。

子どもにとって、受胎から生誕にいたる過

25) 2でおもに取り上げた研究報告のうち、清水・筒井、東海社会教育研究会、吉田の報告には、要養護問題の解決の方策として職業訓練と職業相談の充実などが示されている。

程に自分の意志を関与させることは全く不可能な話である。副田義也は「ひとが最初に出会う不条理はある家族のなかに一方的に産み落とされるということである」（副田 [2000: 42-44]）と述べ、芹沢俊介はさらに激しく、ある家族の中に生まれることを「避けられない暴力」と呼ぶ（芹沢 [2001: 20-33]）。これらの言葉は、これまでの児童養護施設入所児童の家族的背景を検討するという作業を通して、しばしば頭のなかにうかんできた言葉である。児童養護施設の子どもたちは自分の意志の関与しないところで施設入所という事態に至っており、そのことは今日の日本では、いまだ彼らの社会的に不利な状況と強く結びついている。

このことから考えれば、先の青木による子どもたちに「問題」の責任はないというとらえ方を徹底させることと、貧困へと子どもたちを向かわせるベクトルの力を遮断していくという問題意識の徹底は、ファミリーソーシャルワーカーをはじめとする児童養護施設職員に強く求められるものであろう。それは、施設とは子どもが健やかに育まれるための生活空間であり、決して避難所などではないものとして、その環境を点検することであり、家族と子どもとの関係形成や回復過程のなかにおいては、ときに、「血縁関係のしがらみかはらむ否定的な要因を引きずらせない」（菅原 [2004: 128]）ように判断することでもあろう。個別の事情への配慮を欠いた家族意識は、しばしば暴力的抑圧としてその構成員にふりかかるものである。ファミリーソーシャルワーカー等の児童養護施設職員自身の家族観の相対化は、家族支援の前提として必要不可欠なものにならう。

### 3-4. ファミリーソーシャルワークの問題点と今後の展望

このように、ファミリーソーシャルワーカーの配置にあたっては、保護者の元へ復帰の見込みのある入所児童を早く家族に戻すことについては効率的に作用するかもしれず、これまで特に家族関係の調整を行ってこなかった施設も含め、実質的に人員増になることによるメリットはあるだろう。しかしながら、これまで述べてきたようないくつかの問題があるように思われる。

それは、まず、視点そのものが極めて限定的であるという点である。通知に示された枠組みの中では、北米、英国の「問題家族」に対する実践にみられるような、長期的・計画的・多角的、かつ家族の経済的機能に及ぶ支援を行うことは困難である。また、視座があくまでも家族に置かれていることから、これまでの施設職員の個別の努力としてなされてきた援助が阻害される、あるいはそれと齟齬をきたす可能性を孕むとともに、入所児童とその親のかかえる問題の根本的問題の隠蔽につながりかねない。さらに、担当者のソーシャルワーク技術の資質を保障する根拠が薄く、ソーシャルワークとしての方法論的裏付けが不明確であるため、その支援の結果の検証が困難になることがあげられる。

今後、各方面からの議論が必要であらう。

#### [引用・参考文献]

- 青木紀. 1997. 「貧困の世代的再生産」 庄司洋子他編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣。
- 荻谷剛彦. 2001. 『階層化日本と教育危機—不平等再生産から意欲格差社会へ』有信堂。
- 北川清一. 2004. 「ファミリーソーシャルワークの意義」『季刊 児童養護』35-2。
- 厚生省児童家庭局監修. 1990. 『養護児童等の実態～養護児童等実態調査結果報告書』。
- 厚生省児童家庭局監修. 1992. 『養護児童等実態調

- 査結果の概要』政府資料等普及調査会資料センター  
久富義之. 1993. 『豊かさの底辺に生きる』青木書店.
- リーサ・カプラン, ジュディス・L・ジラルド共著,  
小松源助監. 2001. 『ソーシャルワーク実践にお  
ける家族エンパワーメント～ハイリスク家族の保  
全をめざして』中央法規.
- 松本伊知郎. 2002. 「児童養護問題と社会的養護の  
課題」庄司洋子他編『家族・児童福祉』有斐閣.
- 村岡末吉. 1984. 「東京での養護問題の特徴」『季  
刊児童養護』11-1.
- 西澤哲. 2004. 『子どもの虐待』誠心書房.
- 延原正海. 1996. 「現代の家族問題への考察と提言  
～私の児童福祉実践から～」『同志社社会福祉学』  
第10号 同志社大学社会福祉学会.
- 大橋謙策. 1984. 「現代の貧困と要養護問題」『季  
刊児童養護』11-1.
- 斉藤学. 2001. 「全国養護施設に入所してきた被虐  
待児とその親に関する研究」『子どもの虐待とネ  
グレクト』3-2.
- 佐藤秀紀, 鈴木幸雄. 2002. 「児童養護施設入所児  
童およびその保護者の問題の経時的変容状況と相  
互関連性」『社会福祉学』42-2.
- 清水隆則, 筒井のり子. 1992. 「養護問題における  
『貧困サイクル』」『社会福祉研究』55.
- 芹沢俊介. 2001. 『母という暴力』春秋社.
- 副田義也. 1976. 「養護問題の現代的性格」『養護  
施設30年』全国養護施設協議会.
- 副田義也, 樽川典子編. 1999. 『現代家族と家族政  
策』ミネルヴァ書房.
- 庄司洋子. 1987. 「単親家庭における養護ニーズに  
ついて」『季刊児童養護』18-1.
- 菅原哲男. 2004. 『家族の再生～ファミリーソーシャ  
ルワーカーの仕事』言叢社.
- 竹中哲夫. 1993. 『現代児童養護論』ミネルヴァ書  
房.
- 滝口桂子. 1992. 「養護児童等実態調査報告」『季  
刊児童養護』20-1.
- 田辺敦子, 庄司洋子他. 1982. 「養護問題発生状況  
の分析—二葉学園入所児童措置状況調査Iより—」  
『日本社会事業大学研究紀要28』.
- 樽川典子. 1979. 「養護問題発生の際要因」『母子  
研究』2.
- 上田紀行. 2005. 『生きる意味』岩波新書.
- 養護問題研究グループ. 1980. 「W寮養護施設入所  
児童の実態—ケース分析を中心に—」東海社会教  
育研究会『東海の社会教育』23.
- 山田昌弘. 2004. 『希望格差社会』筑摩書房.
- 山崎美貴子. 2003. 『社会福祉援助活動における方  
法と主体』相川書房.
- 吉田恭爾. 1982. 「要養護問題の多様化と複雑化」  
『季刊児童養護』13-1.
- 吉田恭爾編. 1979 『現代のエスプリ 母子家庭』  
142.
- 座談会. 1982. 「今日の要養護問題に対応する養護  
施設のあり方」『季刊児童養護』13-4.
- (本研究は2004年度金城学院大学特別研究助成費  
の助成を得た成果の一部である。)